

各私立幼稚園設置者  
(幼稚園型認定こども園を含む)

各私立幼保連携型認定こども園設置者  
(学校法人立又は平成 26 年度まで私学助成を  
受けていた社会福祉法人立の園に限る)

様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金に係る事業計画調書の  
提出について（通知）

標記補助金に係る交付事務等については、県の補助金事務取扱要領の改正後に手続を進めることとしておりますが、その改正の根拠となる国の補助金交付要綱及び取扱要領の改正が例年と比べて大幅に遅れているため、県の改正が進められない状況となっております。

つきましては、標記補助金額の算定のため、貴法人が設置する学校における事業実施状況について予め把握したいので、今年度の事業計画の有無等について、下記により回答願います。

記

1 補助対象区分

別紙「私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金 補助対象区分」のとおり。

2 補助対象経費

(1) 財務状況の改善事業

幼稚園等の経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に向けた計画を作成・実施する場合に要する経費。

(2) 幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進事業

幼稚園教諭の一種免許状の保有の促進を図るため、専任教員を園の事業として認定講習等を受講させた場合に要する経費。

(3) 特色ある幼児教育振興事業

当該年度において、幼児教育の質の向上を図る特色ある取組を行う場合に要する経費。

3 提出書類（※幼稚園等ごとに作成すること。なお、事業計画が無い調書については提出不要。）

(1) 事業計画調書の提出について（別紙様式 1）

(2) 財務状況の改善事業計画調書（別紙 1）

※事業実施計画が確認できる資料（理事会・評議員会の決議録、契約書等の写し）を添付のこと。

(3) 幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進事業計画調書（別紙 2）

※講習、講座等の開催要項等、参考となる資料（必要最小限）を添付のこと。

(4) 特色ある幼児教育振興事業計画調書（別紙 3）

(5) 特色ある幼児教育振興事業経費の積算資料（別紙 3 補足）

※経費積算の根拠資料（見積書、契約書等の写し）を添付のこと。

なお、事業計画調書提出時に既に実施済みのものについては「領収書の写し」を添付のこと。

#### 4 提出期限

平成31年2月8日（金） 【必着】

#### 5 留意事項

(1) 事業計画調書の作成（全般）について

年度途中で計画を変更することのないよう、実施可能な計画であること。

(2) 特色ある幼児教育振興事業について

- ① 「様式記載例」及び「取組事例」を添付するので、それらを参考に調書を作成のこと。
- ② 調書には、事業名、事業の目的・目標、事業内容等を具体的に記載すること。
- ③ 事業に要する経費の算定は、確実な根拠に基づくものとし、根拠のない見込額又は概算的性格の経費は認めないものであること。
- ④ 前年度まで補助対象として認めていた事業であっても、内容を検討した結果、補助対象外とする場合があること。
- ⑤ 前年度と比較して大幅な増減がある場合は、その理由を備考欄に記載すること。
- ⑥ 当該事業の対象は、「小学校就学の始期に達するまでの者であって、満3歳以上の者」としていることから、幼保連携型認定こども園など、それ以外の子ども（3号認定こども）を含めた事業の場合には、合理的な方法により按分した上で、補助対象幼児に係る分のみの経費を「事業に要する経費」として計上するとともに、按分の考え方を付記すること。
- ⑦ 当該事業を実施するに当たり、保育料等以外に別途保護者等から当該事業の経費として費用を徴収している場合等には、当該事業に要する経費から除くこと。
- ⑧ 飲食に係る費用については、活動に密接に関わるものを補助対象とするものであることから、単なるおやつ代と判断されるようなものについては、補助対象から除外する場合があること。
- ⑨ 国又は地方公共団体の補助制度による補助、財団法人等による他の助成制度の助成、左記の団体等から委託を受けている事業（当補助金以外に他から財源が充当される事業）は補助対象外となること。
- ⑩ 設備の整備に要する経費は補助対象外であることから、法人の経理規程において資産として計上されるもの（備品）が含まれていないか確認すること。
- ⑪ 報償費（講師への謝礼等）を支出する場合は、法人の経理規程、契約書、見積書などに基いたものであること。
- ⑫ 当該年度中に実施する事業であって、平成31年3月31日までに支出が完了する事業のみ補助対象とするものであること。（→計画調書提出時点で、年度内事業を十分に精査すること。）
- ⑬ 提出された事業計画調書の内容により当該年度の補助金交付内示額を決定するため、その後の事業費の増額は認められないこと。  
また、事業計画調書の提出後、補助金交付決定までの間に事業費が減額となる場合には、その旨を当課担当まで速やかに連絡のこと。

《参考：補助対象外経費の例（今年度の学校法人実地検査で指摘した事例等から）》

- ・ 備品購入費
- ・ 地域子育て支援拠点事業で使用する物品購入費
- ・ 教育支援体制整備事業（幼児教育の質の向上のための緊急環境整備）の対象となる教具等購入費
- ・ 法人会計で処理されない収入（父母会等）により一部または全部が充当される経費
- ・ 園児以外の者（保護者等）に係る飲食代

〔担当〕 私学振興担当 山内  
TEL：019-629-5042  
FAX：019-629-5049  
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp